令和 2 年 12 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目　　次

議　案

第５号　長門市木育推進拠点施設条例　・・・ 1

第６号　長門市部課設置条例の一部を改正する条例　・・・ 3

第７号　長門市印鑑条例の一部を改正する条例　・・・ 8

第８号　長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例　・・・10

第９号　長門市督促及び滞納処分条例等の一部を改正する条例　・・・12

第 10 号　長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例　・・・15

第 11 号　長門市くじら資料館条例の一部を改正する条例　・・・21

第 12 号　長門市村田清風記念館条例の一部を改正する条例　・・・25

第 13 号　長門市下水道条例等の一部を改正する条例　・・・30

第 14 号　長門市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例等の一部を改正する条例　・・・38

第 15 号　長門市火災予防条例の一部を改正する条例　・・・42

第 16 号　長門市地域福祉センターの指定管理者の指定について　・・・47

第 17 号　長門市児童デイ・ケアセンターの指定管理者の指定について　・・・49

第 18 号　俵山幼児園の指定管理者の指定について　・・・51

第 19 号　長門市水産多目的集会所の指定管理者の指定について　・・・52

第 20 号　青海島高山オートキャンプ場の指定管理者の指定について　・・・53

第 21 号　伊上海浜公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について　・・・54

第 22 号　津黄龍宮の潮吹交流施設の指定管理者の指定について　・・・56

第 23 号　長門湯本温泉駐車場の指定管理者の指定について　・・・57

第 24 号　ながと総合体育館の指定管理者の指定について　・・・59

第 25 号　公設自動車置場の指定管理者の指定について　・・・61

第 26 号　長門市俵山公民館の指定管理者の指定について　・・・63

第 27 号　長門市過疎地域自立促進計画の変更について　・・・64

長門市木育推進拠点施設条例

１　趣　旨

林業･木材産業の成長産業化及び子育て世代に選ばれるまちの実現を目的として、木育（木材の利用及び森林との触れ合いを通じて、人と森林との関わりを主体的に考えることができる豊かな心を育むことをいう。）を核とした取組を推進し、広く教育や文化に及ぶ住民福祉の向上に資するため、長門市木育推進拠点施設を設置する。

２　施設の概要

（１）施設の名称及び位置

木育推進拠点施設　長門おもちゃ美術館（長門市仙崎 4297 番地６）

（２）事業の内容

ア　木育の普及促進に関すること。

イ　交流人口及び関係人口の創出に関すること。

ウ　教育機関等との連携及び人材の育成に関すること。

エ　その他施設の設置の目的を達成するために必要なこと。

（３）休館日及び開館時間

ア　休館日　　木曜日

12 月 29 日から翌年１月３日までの日

12 月から翌年３月においては水曜日

イ　開館時間　午前 10 時から午後４時まで

（４）入館料

使用区分	利用区分	基準額
一般大人（中学生以上）	１　日	700 円
	平日半年	2,500 円
一般小人（小学生以下）	１　日	500 円
	平日半年	1,800 円
団体（中学生以上）	１　日	600 円
団体（小学生以下）	１　日	400 円
市民大人（中学生以上）	１　日	400 円
	平日半年	1,500 円
市民小人（小学生以下）	１　日	200 円
	平日半年	700 円

備　考 １　市民は、市内に住所を有する者とする。 ２　１歳未満は無料とする。 ３　団体とは15名以上のものとする。 ４　平日半年は、使用料を納入した日から起算して６月を経過する日までの間の土日祝日を除く日において、回数を問わず当該施設を使用することができる。

３　施行期日

令和３年４月１日

長門市部課設置条例の一部を改正する条例

１　改正の趣旨

国のデジタル庁創設に対応した情報化の推進や情報発信の強化、公有財産マネジメントの推進や組織の肥大化の解消など効率性・実効性ある組織の構築に向けて、令和３年４月から組織を改編することから、所要の改正を行うもの。

２　改正の内容

（１）部及び課の新設（第１条関係）

ア　監理管財課の新設

・企画総務部内の財政課を財政課と監理管財課の２課体制に再編

※監理管財課を新設し、公有財産のマネジメントに関わる取組を強化

イ　市民福祉部の再編

・市民福祉部を市民生活部と健康福祉部の２部体制に再編

※組織の肥大化の解消を図るもの。

【組織改編後の部課の構成】

■市民生活部…次の３課で構成

総合窓口課、市民活動推進課、生活環境課

■健康福祉部…次の４課で構成

地域福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、健康増進課

（２）再編後の事務分掌を規定（第２条関係）

※詳細については、別紙のとおり

３　施行期日

令和３年４月１日

議案第６号 参考資料

別紙

現組織

企画政策課

・重要施策の企画及び総合調整に関すること。
・広報広聴に関すること。
・ケーブルテレビに関すること。

総務課（関係事務のみ）

※関係事務のみ抜粋

・秘書に関すること
・行政改革の推進に関すること。
・電算推進に関すること。

財政課

・財政に関すること。
・公有財産に関すること。
・入札に関すること。
・工事検査に関すること。

市民福祉部

※各課の所掌事務は、変更がないため省略

・総合窓口課
・市民活動推進課
・生活環境課
・地域福祉課
・高齢福祉課
・子育て支援課
・健康増進課

令和３年４月から

企画政策課

■情報発信の拡充のための業務の一元化
・広報広聴に関すること。
・秘書に関すること。
■行政サービスのデジタル化など情報化を推進するための体制を強化
・ケーブルテレビに関すること。
・デジタル化の推進に関すること。
■行政改革を含めた重要施策の企画・総合調整
・重要施策の企画及び総合調整に関すること。
・行政改革の推進に関すること。

財政課

・財政に関すること。

監理管財課

■遊休資産の利活用の推進など公有財産のマネジメントを推進するための体制を強化
・公有財産に関すること。
・入札に関すること。
・工事検査に関すること。

市民生活部

・総合窓口課
・市民活動推進課
・生活環境課

健康福祉部

・地域福祉課
・高齢福祉課
・子育て支援課
・健康増進課

長門市部課設置条例新旧対照表

改正後	現行
本則 (部及び課の設置) 第 1 条　地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び課を置く。 (1)　企画総務部 ア～エ　(略) オ　監理管財課 カ　(略) (2)　市民生活部 ア～ウ　(略) (削る) (削る) (削る) (削る) (3)　健康福祉部 ア　地域福祉課 イ　高齢福祉課 ウ　子育て支援課 エ　健康増進課 (4)　(略) (5)　(略) (事務分掌) 第 2 条　部及び課の事務分掌は、次のとおりとする。 (1)　企画総務部 ア　企画政策課 (ア)　(略) (イ)　行政改革の推進に関すること。 (ウ)　(略) (エ)　秘書に関すること。 (オ)　(略) (カ)　デジタル化の推進に関すること。 イ　(略) ウ　総務課	本則 (部及び課の設置) 第 1 条　地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び課を置く。 (1)　企画総務部 ア～エ　(略) (新設) オ　(略) (2)　市民福祉部 ア～ウ　(略) エ　地域福祉課 オ　高齢福祉課 カ　子育て支援課 キ　健康増進課 (新設) (3)　(略) (4)　(略) (事務分掌) 第 2 条　部及び課の事務分掌は、次のとおりとする。 (1)　企画総務部 ア　企画政策課 (ア)　(略) (新設) (イ)　(略) (新設) (ウ)　(略) (新設) イ　(略) ウ　総務課

(ア)～(エ) (略)	(ア)～(エ) (略)
(削る)	(オ) 秘書に関すること。
(削る)	(カ) 行政改革の推進に関すること。
(削る)	(キ) 電算推進に関すること。
(オ) (略)	(ク) (略)
エ 財政課	エ 財政課
(ア) (略)	(ア) (略)
(削る)	(イ) 公有財産に関すること。
(削る)	(ウ) 入札に関すること。
(削る)	(エ) 工事検査に関すること。
オ 監理管財課	(新設)
(ア) 公有財産に関すること。	
(イ) 入札に関すること。	
(ウ) 工事検査に関すること。	
カ (略)	オ (略)
(2) 市民生活部	(2) 市民福祉部
ア～ウ (略)	ア～ウ (略)
(削る)	エ 地域福祉課
	(ア) 地域福祉に関すること。
	(イ) 障害者福祉に関すること。
	(ウ) 生活保護に関すること。
(削る)	オ 高齢福祉課
	(ア) 高齢者福祉に関すること。
	(イ) 介護給付に関すること。
(削る)	カ 子育て支援課
	(ア) 児童福祉に関すること。
	(イ) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。
	(ウ) 保育園及び幼稚園に関すること。
(削る)	キ 健康増進課
	(ア) 健康づくりの推進に関すること。
	(イ) 保健事業に関すること。
	(ウ) 地域医療に関すること。
(3) 健康福祉部	(新設)
ア 地域福祉課	
(ア) 地域福祉に関すること。	

(イ) 障害者福祉に関すること。 (ウ) 生活保護に関すること。 イ 高齢福祉課 (ア) 高齢者福祉に関すること。 (イ) 介護給付に関すること。 ウ 子育て支援課 (ア) 児童福祉に関すること。 (イ) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 (ウ) 保育園及び幼稚園に関すること。 エ 健康増進課 (ア) 健康づくりの推進に関すること。 (イ) 保健事業に関すること。 (ウ) 地域医療に関すること。	
(4) (略)	(3) (略)
(5) (略)	(4) (略)

附則第 2 項による改正

長門市男女共同参画推進条例新旧対照表

改正後	現行
本則 (庶務) 第 19 条 審議会の庶務は、市民生活部市民活動推進課において処理する。	本則 (庶務) 第 19 条 審議会の庶務は、市民福祉部市民活動推進課において処理する。

長門市印鑑条例の一部を改正する条例

１　改正の趣旨

新型コロナウイルス感染防止に加え、市民の利便性の向上及びマイナンバーカードの取得促進を図る観点から、住民票の写し等のコンビニ交付サービスを開始することに伴い、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等を可能とするため、所要の改正を行うもの。

２　改正の内容

印鑑登録者で、個人番号カードの交付を受けたものは、多機能端末機を操作することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができるようにする。（第 13 条関係）

３　施行期日

令和３年２月１日

４　その他

・コンビニでの交付対象証明書は、住民票の写し及び印鑑登録証明書である。
・コンビニでの交付手数料は、窓口での交付手数料と同額とする。

長門市印鑑条例新旧対照表

改正後	現行
本則 （印鑑登録証明書の交付） 第13条　（略） 2　（略） 3　前2項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書で失効していないものが記録されているものに限る。）の交付を受けている登録者は、多機能端末機に当該個人番号カードを用いて、暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その内容が適正であるときは、当該印鑑登録証明書の交付を受けることができる。	本則 （印鑑登録証明書の交付） 第13条　（略） 2　（略） （新設）

長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

１　改正の趣旨

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、条例で引用している省令の題名を改めるもの。

２　改正の内容

法律の改正に伴い、条例で引用している省令の題名を変更（第２条関係）

変更前：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令

変更後：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令

３　施行期日

公布の日

長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例新旧対照表

改正後	現行
本則 (定義) 第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)　(略) (3)　対象施設　促進区域における地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）第 2 条各号に定める施設をいう。	本則 (定義) 第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)　(略) (3)　対象施設　促進区域における地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）第 2 条各号に定める施設をいう。

長門市督促及び滞納処分条例等の一部を改正する条例

１　趣旨

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）で定める延滞金等の特例規定の改正に伴い、同法を引用して定めている税外収入金等に関わる延滞金の割合の特例について、関係する条例の規定を整理するもの。

２　改正の概要等

（１）改正する条例

No	条例名	関係条項
1	長門市督促及び滞納処分条例	附則第３項
2	長門市後期高齢者医療に関する条例	附則第２項
3	長門市介護保険条例	附則第５項

（２）改正の内容

引用する法律の改正に伴い、各条例の附則にて規定する「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に名称変更するなど、必要な字句の整理を行う。

３　施行期日

令和３年１月１日

４　その他

この条例の改正後の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について、適用する。

第１条による改正

長門市督促及び滞納処分条例新旧対照表

改正後	現行
附　則 １・２ （略） (延滞金の割合の特例) ３　当分の間、第３条第２項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	附　則 １・２ （略） (延滞金の割合の特例) ３　当分の間、第３条第２項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第２条による改正

長門市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正後	現行
附　則 １ （略） (延滞金の割合の特例) ２　当分の間、第６条第１項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１パー	附　則 １ （略） (延滞金の割合の特例) ２　当分の間、第６条第１項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下こ

セントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。	の条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

第３条による改正

長門市介護保険条例新旧対照表

改正後	現行
附　則 1～4　(略) (延滞金の割合の特例) 5　当分の間、第９条第１項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。 6～8　(略)	附　則 1～4　(略) (延滞金の割合の特例) 5　当分の間、第９条第１項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。 6～8　(略)

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

１　改正の趣旨

国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の軽減判定基準について、所要の改正を行う。

また、地方税法の改正に合わせて、保険料に係る延滞金の割合の特例に関する規定について、所要の改正を行う。

２　改正の内容

(1) 保険料の軽減判定基準の改正

平成 30 年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について 10 万円引き下げるとともに、基礎控除を 10 万円引き上げることとされた。

これに伴い、国民健康保険料の算定において、「意図せざる影響や不利益」が生じないよう、軽減判定基準を改正する。

ア　７割軽減基準額（第 22 条第１項第１号関係）

【現　行】33 万円　以下

【改正後】43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－１）以下

イ　５割軽減基準額（第 22 条第１項第２号関係）

【現　行】33 万円＋28.5 万円×被保険者等の数　以下

【改正後】43 万円＋28.5 万円×被保険者等の数

＋10 万円×（給与所得者等の数－１）以下

ウ　２割軽減基準額（第 22 条第１項第３号関係）

【現　行】33 万円＋52 万円×被保険者等の数　以下

【改正後】43 万円＋52 万円×被保険者等の数

＋10 万円×（給与所得者等の数－１）以下

※給与所得者等･･･一定の給与所得者（給与収入 55 万円超）と公的年金等の支給（65 歳未満は 60 万円超又は 65 歳以上は 110 万円超（特例により 125 万円超））を受ける者

(2) 延滞金の割合の特例規定の改正

地方税法の改正により、延滞金の割合の特例規定の名称等が変更されたことから、それに合わせて条例の関連する規定を改正する。

３　施行期日

令和３年１月１日

※保険料の軽減判定基準の改正は、令和３年度分以後の国民健康保険料について適用し、延滞金の割合の特例規定の改正は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用する。

長門市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	現行
本則 第 6 章　保険料 (保険料の減額) 第 22 条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 63 万円を超える場合には、63 万円)とする。 (1)　世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第 313 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 57 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定	本則 第 6 章　保険料 (保険料の減額) 第 22 条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 63 万円を超える場合には、63 万円)とする。 (1)　世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第 313 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 57 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定

する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第 3 号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあって	する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 　アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

は当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあっては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額	
ア・イ （略）	ア・イ （略）
(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 28 万 5 千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額	(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 28 万 5 千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア・イ （略）	ア・イ （略）
(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と	(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と

区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 52 万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額	区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 52 万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア・イ （略）	ア・イ （略）
2～4 （略）	2～4 （略）
附 則	附 則
(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)	(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)
第 2 条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第 22 条の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号中「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額()とあるのは「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額(所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第 313 条第 3 項」とある	第 2 条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第 22 条の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号中「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額()とあるのは「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額(所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第 313 条第 3 項」とある

のは「地方税法第 313 条第 3 項」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」とする。 (延滞金の割合の特例) 第 4 条　当分の間、第 25 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 中においては、年 14.6 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。	のは「地方税法第 313 条第 3 項」と する。 (延滞金の割合の特例) 第 4 条　当分の間、第 25 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

長門市くじら資料館条例の一部を改正する条例

１　改正の趣旨

指定管理者制度による施設の管理運営が可能となるよう、所要の改正を行うもの。

２　改正の内容

（１）開館日及び開館時間を規定（第４条及び第５条関係）

長門市くじら資料館条例施行規則で規定していたものを条例で規定

開館日…火曜日を除く毎日

※火曜日が休日の場合は、その翌日以降の日で最も近い平日

開館時間…午前９時から午後５時まで

（２）入館料を別表で規定（第６条関係）

これまで長門市使用料徴収条例（平成 17 年長門市条例第 63 号）別表で定めていた入館料を条例の別表に規定

※現行の使用料の額に変更はありません。

（３）指定管理者制度を導入する場合に必要な事項を次のとおり規定

ア　指定管理者による施設の管理が可能な業務を規定（第 11 条関係）

イ　指定管理者の指定に関する手続きを規定（第 12 条関係）

ウ　指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金の取扱いを規定（第 13 条関係）

エ　指定管理者が管理業務を実施することが困難となった場合の取扱いを規定（第 14 条関係）

（４）その他規定の整理

３　施行期日

公布の日

長門市くじら資料館条例新旧対照表

改正後	現行
本則	本則
(開館日) 第 4 条　資料館は、火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の日であって当該休日に最も近い休日ではない日）を除き、毎日開館する。	(管理) 第 4 条　資料館は、市長が管理する。
2　市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館し、又は休館することができる。	(新設)
(開館時間) 第 5 条　資料館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。	(職員) 第 5 条　資料館に、館長その他必要な職員を置く。
2　市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。	(新設)
(削る)	(職務) 第 6 条　館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2　職員は、館長の命を受け、業務を処理する。
(入館料) 第 6 条　資料館に入館しようとする者は、別表に掲げる基準額に相当する額の入館料を納入しなければならない。	(入館料) 第 7 条　資料館に入館しようとする者は、長門市使用料徴収条例(平成 17 年長門市条例第 63 号)に定めるところにより入館料を納入しなければならない。
(入館料の減免) 第 7 条　(略)	(入館料の減免) 第 8 条　(略)
(入館の制限) 第 8 条　(略)	(入館の制限) 第 9 条　(略)
(損害賠償の義務) 第 9 条　(略)	(損害賠償の義務) 第 10 条　(略)
(資料の利用) 第 10 条　(略)	(資料の利用) 第 11 条　(略)
(指定管理者による管理) 第 11 条　施設の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定する	(新設)

もの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 (1)　第 3 条に掲げる事業の実施に関すること。 (2)　施設の使用の許可に関すること。 (3)　施設及び附属設備器具の維持管理に関すること。 2　前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第 4 条、第 5 条及び第 8 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。	
(指定管理者の指定の手続等) 第 12 条　前条第 1 項の規定による指定管理者の指定手続等については、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年長門市条例第 238 号）に定めるところによる。	(新設)
(利用料金及び利用料金の減免) 第 13 条　指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第 6 条の規定にかかわらず、施設の利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させるものとする。 2　利用料金の額は、別表に掲げる基準額に 10 分の 5 を乗じて得た額から基準額に 10 分の 15 を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。 3　指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。	(新設)
(市長による管理業務の実施) 第 14 条　市長は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により施設の管理の業務の全部若しく	(新設)

は一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として収受させることが適当でないと認めるときは、市は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、第 6 条の規定により、施設の入館者から入館料を徴収する。	
(委任) 第 15 条　(略)	(委任) 第 12 条　(略)
別表(第 6 条、第 13 条関係)	(新設)

区分		基準額（円）
個人（1 人 1 回につき）	一般	200
	高校生以下の者	100
団体（1 人 1 回につき）	一般	160
	高校生以下の者	80
共通券（1 人 1 回につき）	一般	700
	高校生以下の者	300

備考
1　未就学児は、無料とする。
2　長門市民は、無料とする。
3　団体とは、20 人以上のものをいう。
4　共通券（個人がくじら資料館入館料、金子みすゞ記念館入館料、村田清風記念館観覧料及び香月泰男美術館常設展示観覧料を同時に支払う場合をいう。）は、当該共通券で 1 回限り全施設に入場し、観覧することができる。

長門市村田清風記念館条例の一部を改正する条例

１　改正の趣旨

指定管理者制度による施設の管理運営が可能となるよう、所要の改正を行うもの。

２　改正の内容

（１）開館日、開館時間を規定（第４条及び第５条関係）

これまで長門市村田清風記念館条例施行規則で規定していたものを条例に規定

開館日…火曜日を除く毎日

※火曜日が休日の場合は、その翌日以降の日で最も近い平日

開館時間…午前９時から午後５時まで

（２）観覧料及び研修室の使用料を別表で規定（第６条及び第７条関係）

これまで長門市使用料徴収条例（平成 17 年長門市条例第 63 号）別表で定めていた観覧料及び研修室の使用料を条例の別表に規定

※現行の使用料の額に変更はありません。

（３）指定管理者制度を導入する場合に必要な事項を次のとおり規定

ア　指定管理者による施設の管理が可能な業務を規定（第 14 条関係）

イ　指定管理者の指定の手続きを規定（第 15 条関係）

ウ　指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金の取扱いを規定（第 16 条関係）

エ　指定管理者が管理業務を実施することが困難となった場合の取扱いを規定（第 17 条関係）

（４）その他規定の整理

３　施行期日

公布の日

長門市村田清風記念館条例新旧対照表

改正後	現行
本則	本則
(開館日) 第 4 条　記念館は、火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の日であって当該休日に最も近い休日でない日）を除き、毎日開館する。	(管理) 第 4 条　記念館は、市長が管理する。
2　市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館し、又は休館することができる。	(新設)
(開館時間) 第 5 条　記念館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。	(職員) 第 5 条　記念館に、館長その他必要な職員を置く。
2　市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。	(新設)
(削る)	(職務) 第 6 条　館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2　職員は、館長の命を受け、業務を処理する。
(観覧料) 第 6 条　記念館が展示する遺品等及び民俗資料を観覧しようとする者は、別表に掲げる基準額に相当する額の観覧料を納入しなければならない。	(観覧料) 第 7 条　記念館が展示する遺品等及び民俗資料を観覧しようとする者は、長門市使用料徴収条例(平成 17 年長門市条例第 63 号)に定めるところにより観覧料を納入しなければならない。
(施設の使用) 第 7 条　(略)	(施設の使用) 第 8 条　(略)
2　研修室の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる基準額に相当する額の研修室使用料を納入しなければならない。	2　研修室の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、長門市使用料徴収条例に定めるところにより研修室使用料を納入しなければならない。
(観覧料等の減免) 第 8 条　市長は、特別の理由があると認めたときは、第 6 条の観覧料又は前条の使用料を減免することができる。	(観覧料等の減免) 第 9 条　市長は、特別の理由があると認めたときは、第 7 条の観覧料又は前条の使用料を減免することができる。

(入館及び使用の制限) 第 9 条 (略)	(入館及び使用の制限) 第 10 条 (略)
(損害賠償の義務) 第 10 条 (略)	(損害賠償の義務) 第 11 条 (略)
(遺品等又は民俗資料の利用) 第 11 条 (略)	(遺品等又は民俗資料の利用) 第 12 条 (略)
(運営協議会) 第 12 条 (略)	(運営協議会) 第 13 条 (略)
(委員) 第 13 条 (略)	(委員) 第 14 条 (略)
(指定管理者による管理) 第 14 条 施設の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。 (1) 第 3 条に掲げる事業の実施に関すること。 (2) 施設の使用の許可に関すること。 (3) 施設及び附属設備器具の維持管理に関すること。 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第 4 条、第 5 条、第 7 条及び第 9 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。	(新設)
(指定管理者の指定の手続等) 第 15 条 前条第 1 項の規定による指定管理者の指定手続等については、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17 年長門市条例第 238 号)に定めるところによる。	(新設)
(利用料金及び利用料金の減免) 第 16 条 指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第 6 条及び第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として収受させるものとする。 2 利用料金の額は、別表に掲げる基準額に 10 分の 5 を乗じて得た額か	(新設)

ら基準額に 10 分の 15 を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。	
3　指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。	
(市長による管理業務の実施)	(新設)
第 17 条　市長は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により施設の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として収受させることが適当でないと認めるときは、市は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、第 6 条又は第 7 条第 2 項により、施設の入館者又は使用者から観覧料又は使用料を徴収する。	
(委任)	(委任)
第 18 条　(略)	第 15 条　(略)
別表(第 6 条、第 7 条、第 16 条関係)	(新設)

区分			基準額（円）
観覧料	個人（1 人 1 回につき）	一般	200
		高校生以下の者	100
	団体（1 人 1 回につき）	一般	160
		高校生以下の者	80
	共通券（1 人 1 回につ	一般	700
		高校	300

	き）	生以下の者	
研究室使用料	1時間につき		300
研究室冷暖房使用料	1時間につき		50
備考 1　使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。 2　未就学児は、無料とする。 3　長門市民は、無料とする。 4　団体とは、20人以上のものをいう。 5 共通券（個人がくじら資料館入館料、金子みすゞ記念館入館料、村田清風記念館観覧料及び香月泰男美術館常設展示観覧料を同時に支払う場合をいう。）は、当該共通券で1回限り全施設に入場し、観覧することができる。			

長門市下水道条例等の一部を改正する条例

１　趣旨

下水道事業の管理者において、公営企業の用に供する資産の管理及び行政財産の目的外使用の占用料について定める必要があること並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正に伴い、延滞金等の特例規定が改正されたことから、関係する条例の規定を整理するもの。

２　改正の概要等

（１）改正する条例

No	条例名	関係条項
1	長門市下水道条例	第 32 条 第 33 条 附則第３項
2	長門市農業集落排水処理施設条例	第 17 条 第 18 条 附則第５項
3	長門市漁業集落排水処理施設条例	第 18 条 第 19 条 附則第５項

（２）改正の内容

ア　下水道事業及び集落排水事業の用に供する資産の管理及び占用料について定める必要があることから追加及び一部改正を行うもの

イ　引用する法律の改正に伴い、各条例の附則にて規定する「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に名称変更するなど、必要な字句の整理を行うもの

３　施行期日

公布の日。ただし、附則の改正については令和３年１月１日

４　その他

２（２）イの改正は、令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞金について、適用します。

第 1 条による改正

長門市下水道条例新旧対照表

改正後	現行
目次 第 1 章　総則(第 1 条・第 2 条) 第 2 章　排水設備の設置等(第 3 条－第 9 条) 第 3 章　公共下水道の使用(第 10 条－第 21 条) 第 4 章　公共下水道の構造の基準等(第 22 条－第 27 条) 第 5 章　終末処理場の設置等(第 28 条・第 29 条) 第 6 章　雑則(第 30 条－第 39 条) 第 7 章　罰則(第 40 条－第 43 条) 附則	目次 第 1 章　総則(第 1 条・第 2 条) 第 2 章　排水設備の設置等(第 3 条－第 9 条) 第 3 章　公共下水道の使用(第 10 条－第 21 条) 第 4 章　公共下水道の構造の基準等(第 22 条－第 27 条) 第 5 章　終末処理場の設置等(第 28 条・第 29 条) 第 6 章　雑則(第 30 条－第 37 条) 第 7 章　罰則(第 38 条－第 41 条) 附則
本則 第 6 章　雑則 (占用) 第 32 条　公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第 24 条第 1 項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。 2　前項の占用の許可を受けた者は、占用料を納入しなければならない。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。 (1)　公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件 (2)　国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件 (3)　国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業的性格を有しない事業に係る占用物件 (4)　地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 1 項に規定する地	本則 第 6 章　雑則 (新設)

方公営企業以外の事業に係る占用物件 3　前項の占用料の額の算定及びその徴収方法については、長門市道路占用料徴収条例（平成 17 年長門市条例第 140 号）の規定を準用する。	
(原状回復) 第 33 条　前条第 1 項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると市長が認めたときは、この限りでない。 2　市長は、前条第 1 項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について、必要な指示をすることができる。	(新設)
(特別使用) 第 34 条　(略)	(特別使用) 第 32 条　(略)
(使用料等の減免) 第 35 条　市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。	(使用料の減免) 第 33 条　市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料＿＿＿＿を減額し、又は免除することができる。
(督促) 第 36 条　(略)	(督促) 第 34 条　(略)
(督促手数料及び延滞金) 第 37 条　(略)	(督促手数料及び延滞金) 第 35 条　(略)
(督促手数料及び延滞金の減免) 第 38 条　(略)	(督促手数料及び延滞金の減免) 第 36 条　(略)
(委任) 第 39 条　(略)	(委任) 第 37 条　(略)
第 7 章　罰則	第 7 章　罰則
(罰則) 第 40 条　(略) 第 41 条　(略) 第 42 条　(略) 第 43 条　(略)	(罰則) 第 38 条　(略) 第 39 条　(略) 第 40 条　(略) 第 41 条　(略)
附　則 1・2　(略)	附　則 1・2　(略)

(延滞金の割合の特例) 3　当分の間、第 37 条第 2 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中においては、年 14.6 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。	(延滞金の割合の特例) 3　当分の間、第 35 条第 2 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。

第 2 条による改正

長門市農業集落排水処理施設条例新旧対照表

改正後	現行
本則 (排水設備の設置等) 第 5 条　(略) 2　前項の排水設備の設置及び構造の技術上の基準、排水処理施設との接続方法等については、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。)、下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号。以下「令」という。)及び長門市下水道条例(平成 17 年長門市条例第 151 号。以下「下水道条例」という。)の例による。 (行為の許可) 第 16 条　排水処理施設に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件(第 5 条の規定により排水	本則 (排水設備の設置等) 第 5 条　(略) 2　前項の排水設備の設置及び構造の技術上の基準、排水処理施設との接続方法等については、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号＿＿＿＿＿＿＿＿)、下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿)及び長門市下水道条例(平成 17 年長門市条例第 151 号。以下「下水道条例」という。)の例による。 (行為の許可) 第 16 条　排水処理施設に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件(第 5 条の規定により排水

設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)を設けるときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、　　令第 16 条に定める軽微な行為をしようとする者は、あらかじめ書面をもって市長に届け出て、指示を受けるものとする。	設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)を設けるときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、下水道法施行令第 16 条に定める軽微な行為をしようとする者は、あらかじめ書面をもって市長に届け出て、指示を受けるものとする。
2 (略)	2 (略)
(占用)	(占用の許可)
第 17 条　排水処理施設の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して排水処理施設の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について前条第 1 項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。	第 17 条　排水処理施設の敷地及び施設に物件を設けようとする者は、あらかじめ申請書を市長に提出しその許可を受けなければならない。ただし、前条の許可を受けたものについては、その許可をもって占用の許可とみなす。
2　前項の占用の許可を受けた者は、占用料を納入しなければならない。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。	(新設)
(1)　排水処理施設に汚水を排除することを目的とする占用物件	
(2)　国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件	
(3)　国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業的性格を有しない事業に係る占用物件	
(4)　地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和 27 年法律 292 号）第 2 条第 1 項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件	
3　前項の占用料の額の算定及びその徴収方法については、長門市道路占用料徴収条例（平成 17 年長門市条例第 140 条）の規定を準用する。	(新設)
(原状回復)	(原状回復)
第 18 条 (略)	第 18 条 (略)
2　市長は、前条第 1 項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について、必要な指示をすることができる。	(新設)

(使用料等の減免) 第 19 条　市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料又は占用料を減免することができる。 附　則 1～4　(略) (延滞金の割合の特例) 5　当分の間、第 21 条第 2 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中においては、年 14.6 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。	(使用料の減免) 第 19 条　市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料＿＿＿＿＿＿を減免することができる。 附　則 1～4　(略) (延滞金の割合の特例) 5　当分の間、第 21 条第 2 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。

第３条による改正

長門市漁業集落排水処理施設条例新旧対照表

改正後	現行
本則 (占用) 第 18 条　排水処理施設の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して排水処理施設の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について、前条第 1 項の許可を受けた	本則 (新設)

ときは、その許可をもって占用の許可とみなす。 2　前項の占用の許可を受けた者は、占用料を納入しなければならない。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。 (1)　排水処理施設に汚水を排除することを目的とする占用物件 (2)　国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件 (3)　国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業的性格を有しない事業に係る占用物件 (4)　地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和 27 年法律 292 号）第 2 条第 1 項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件 3　前項の占用料の額の算定及びその徴収方法については、長門市道路占用料徴収条例（平成 17 年長門市条例第 140 条）の規定を準用する。	
(原状回復) 第 19 条　前条の許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける必要がなくなったときは、当該占用物件を除却し、排水処理施設を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると市長が認めたときは、この限りでない。 2　市長は、前条第 1 項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について、必要な指示をすることができる。	(新設)
(使用料等の減免) 第 20 条　市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料又は占用料を減免することができる。	(使用料の減免) 第 18 条　市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料＿＿＿＿＿を減免することができる。
(督促) 第 21 条　(略)	(督促) 第 19 条　(略)
(督促手数料及び延滞金) 第 22 条　(略)	(督促手数料及び延滞金) 第 20 条　(略)
(督促手数料及び延滞金の減免)	(督促手数料及び延滞金の減免)

第 23 条　(略) (委任) 第 24 条　(略) (罰則) 第 25 条　(略) 第 26 条　(略) 第 27 条　(略) 第 28 条　(略) 附　則 1～4　(略) 5　当分の間、第 22 条第 2 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中においては、年 14.6 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。	第 21 条　(略) (委任) 第 22 条　(略) (罰則) 第 23 条　(略) 第 24 条　(略) 第 25 条　(略) 第 26 条　(略) 附　則 1～4　(略) 5　当分の間、第 20 条第 2 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。

長門市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例等の一部を改正する条例

１　趣旨

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する延滞金等の特例規定の改正に伴い、同法を引用して定めている、集落排水事業受益者分担金並びに下水道事業受益者負担金及び分担金に関わる延滞金の割合の特例について、関係する条例の規定を整理するもの。

２　改正の概要等

（１）改正する条例

No	条例名	関係条項
1	長門市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例	附則第５項
2	長門市漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例	附則第５項
3	長門市下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例	附則第３項

（２）改正の内容

引用する法律の改正に伴い、各条例の附則にて規定する「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に名称変更するなど、必要な字句の整理を行う。

３　施行期日

令和３年１月１日

４　その他

改正内容は、令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞金について、適用する。

第１条による改正

長門市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例新旧対照表

改正後	現行
附　則 1～4　(略) (延滞金の割合の特例) 5　当分の間、第 10 条第 2 項に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。)に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中においては、年 14.5 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。	附　則 1～4　(略) (延滞金の割合の特例) 5　当分の間、第 10 条第 2 項に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.5 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。

第２条による改正

第長門市漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例新旧対照表

改正後	現行
附　則 1～4　(略) (延滞金の割合の特例) 5　当分の間、第 10 条第 2 項に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項に規定する平均貸	附　則 1～4　(略) (延滞金の割合の特例) 5　当分の間、第 10 条第 2 項に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの

付割合をいう。)に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中においては、年 14.5 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。	割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.5 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。

第３条による改正

長門市下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例新旧対照表

改正後	現行
附　則 1・2　(略) (延滞金の割合の特例) 3　当分の間、第 14 条第 2 項に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。)に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中においては、年 14.5 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合	附　則 1・2　(略) (延滞金の割合の特例) 3　当分の間、第 14 条第 2 項に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.5 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)

には、年 7.3 パーセントの割合)とする。	とする。

長門市火災予防条例の一部を改正する条例

１　改正の趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）の一部改正に伴い、条例の基準である火災予防条例（例）（昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号）の一部が改正されたことから、条文の改正を行うもの。

２　改正の内容

（１）急速充電設備について、全出力の上限を 200 キロワットまで拡大し、あわせて当該設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正するもの（第 11 条の２関係）

（２）消防長への設置の届出を要するものとして、急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）を追加するもの（第 44 条関係）

３　施行期日

令和３年４月１日

長門市火災予防条例新旧対照表

改正後	現行
本則	本則
第 3 章　火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等	第 3 章　火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等
第 1 節　火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準	第 1 節　火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準
(燃料電池発電設備) 第 8 条の 3　屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第 3 項及び第 5 項、第 17 条の 2 並びに第 44 条第 11 号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号(アを除く。)、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 17 号(ウ、ス及びセを除く。)、第 18 号及び第 18 号の 3 並びに第 2 項第 1 号、第 11 条第 1 項(第 7 号を除く。)並びに第 12 条第 1 項(第 2 号を除く。)の規定を準用する。	(燃料電池発電設備) 第 8 条の 3　屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第 3 項及び第 5 項、第 17 条の 2 並びに第 44 条第 10 号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号(アを除く。)、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 17 号(ウ、ス及びセを除く。)、第 18 号及び第 18 号の 3 並びに第 2 項第 1 号、第 11 条第 1 項(第 7 号を除く。)並びに第 12 条第 1 項(第 2 号を除く。)の規定を準用する。
2～5　(略)	2～5　(略)
(急速充電設備) 第 11 条の 2　急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。	(急速充電設備) 第 11 条の 2　急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、＿＿＿＿＿電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 50 キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
(1)　急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外	(新設)

に設ける場合にあっては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。	
(2) (略)	(1) (略)
(3) (略)	(2) (略)
(4) (略)	(3) (略)
(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。	(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。	(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。	(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
(8) (略)	(7) (略)
(9) (略)	(8) (略)
(10) (略)	(9) (略)
(11) (略)	(10) (略)
(12) (略)	(11) (略)
(13) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。	(新設)
(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検	(新設)

知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。	
(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。	(新設)
(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。	(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
ア (略)	ア (略)
イ 異常な高温とならないこと。	イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。	(新設)
エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。	(新設)
(17) (略)	(13) (略)
(18) (略)	(14) (略)
2 (略)	2 (略)
第 6 章 雑則	第 6 章 雑則
(火を使用する設備等の設置の届出)	(火を使用する設備等の設置の届出)
第 44 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。	第 44 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。
(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)
(10) 急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のものを除く。)	(新設)

(11)　(略)	(10)　(略)
(12)　(略)	(11)　(略)
(13)　(略)	(12)　(略)
(14)　(略)	(13)　(略)
(15)　水素ガスを充塡する気球	(14)　水素ガスを充てんする気球

長門市地域福祉センター指定管理者の指定について

１　指定管理者に管理を行わせる施設

名称	位置
長門市地域福祉センター	長門市東深川 1321 番地１

２　指定管理者候補者

名　　称　　社会福祉法人　長門市社会福祉協議会
事業所の所在地　　長門市東深川 1321 番地１
代　表　者　　会長　藤野　忠次郎

３　指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

５，１９４，０００円

４　指定の期間

令和３年４月１日から令和６年３月 31 日まで（３年）

５　業務内容

（１）施設の運営及び維持管理に関する業務
（２）障害福祉サービス（生活介護）事業に関する業務
（３）福祉の向上を図るために必要な人材育成等研修事業に関する業務
（４）相談事業に関する業務
（５）ボランティア活動支援事業に関する業務
（６）幼児・児童健全育成事業に関する業務
（７）福祉情報の提供事業に関する業務
（８）在宅介護・生活支援サービス事業に関する業務
（９）その他市長が地域住民の福祉の推進に必要と認める事業に関する業務

６　指定管理者選定の経緯

指定管理者の選定については、次の理由から、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第２条第２項第１号の規定に基づき、公募によらず指定管理者候補者の選定を行った。

①当該施設は市民福祉活動の拠点として建設されたものであり、市社会福祉協議会が活動拠点を設け、様々な自主事業を展開することにより施設機能が発揮されることを前提に整備した施設である。また、建設にあたり、同法人より 5,000 万円の寄附を受けている。

②同法人は、これまで障害福祉サービス事業や在宅介護・生活支援サービス事業、福祉の向上を図るために必要な人材育成等研修事業、ボランティア活動支援事業など、地域住民の福祉の増進に必要な事業を積極的に展開されており、本市における地域福祉を推進する中核的団体として適切な管理運営を行っている。

③同法人の事業計画では、市地域福祉計画と一体的に策定した長門市地域福祉活動計画に基づき、住民のニーズに応じた福祉サービスの提供等を総合的に行うとともに、住民参加のもと、地域の実情に応じた各種事業を展開していくことを計画され、施設機能を発揮するための事業展開が期待できる。

④同法人に指定管理を継続する意思があること。

長門市児童デイ・ケアセンター指定管理者の指定について

１　指定管理者に管理を行わせる施設

名称	位　置
長門市児童デイ・ケアセンター	長門市西深川 3767 番地５

２　指定管理者候補者

名　　称　　特定非営利活動法人きらり
事業所の所在地　　長門市三隅中 1470 番地
代　表　者　　理事長　村岡　章

３　指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

４，０７７，０００円

４　指定の期間

令和３年４月１日から令和６年３月 31 日まで（３年）

５　業務内容

（１）施設の運営及び維持管理に関する業務
（２）児童発達支援事業に関する業務
（３）日中一時支援事業に関する業務
（４）あしすとパートナー事業に関する業務
（５）指定障害児相談支援事業に関する業務
（６）保育所等訪問支援事業に関する業務
（７）発達障害児地域支援事業に関する業務
（８）その他市長が認める児童の発達に必要とする支援に関する業務

６　指定管理者選定の経緯

長門市児童デイ・ケアセンターは、次の理由から、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第２条第２項第１号の規定に基づき、公募によらず指定管理者候補者の選定を行った。

①この施設は、心身の発達について支援を必要とする児童及び保護者に対し、療育の充実を図るとともに、日常生活における総合的な支援を行うことを目的に設置されたもので、市内唯一の未就学児に対する療育施設として、平成 27 年度から特定非営利活動法人きらりが、指定管理業務を行っている。この間、同法人は個別の療育のみならず、療育の中核的団体として地域の支援者の育成、保育園や幼稚園、学校等へ専門的ノウハウの提供、支援ネットワークの構築等を一体的に行うなど、施設の機能を十分に発揮していると認められる。

②同法人は、平成 31 年度には児童発達支援センターの指定を取得するなど、本市障害児施策を推進する中核的団体であり、同法人が施設を拠点に活動を行うことにより、さらなる施設機能の発揮が期待できる。

③児童発達支援センター事業を進めるうえでは、利用者や関係機関との信頼関係構築が必須であるが、特定非営利活動法人きらりは、これまで日頃から利用者や関係機関などと連携を密にし、良好な信頼関係を構築しており、指定管理者の変更は施設機能の低下を招く恐れがある。

④特定非営利活動法人きらりに指定管理を継続する意思があること。

俵山幼児園の指定管理者の指定について

１　指定管理者に管理を行わせる施設

名称　　俵山幼児園
位置　　長門市俵山 2334 番地１

２　指定管理者候補者

名　　称　　社会福祉法人　長門市社会福祉協議会
事業所の所在地　　長門市東深川 1321 番地１
代　表　者　　会長　藤野　忠次郎

３　指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

３６，０２２，０００円

４　指定の期間

令和３年４月１日から令和６年３月 31 日まで（３年）

５　業務内容

（１）保育所の入所の許可に関すること。
（２）保育所の管理運営に関すること。
（３）その他保育所の設置目的を達成するために必要なこと。

６　指定管理者選定の経緯

俵山幼児園の指定管理に関しては、その運営を長門市社会福祉協議会に平成 18 年度から令和２年度までの 15 年間を一貫して委託しており、次の理由から、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第２条第２項第１号の規定に基づき、公募によらず指定管理者候補者の選定を行った。

①俵山幼児園は、俵山地区における唯一の保育施設であり、地域の子育て拠点施設として位置づけているが、地理的要因や入所児童見込数が少数であることから、保育所運営に必要な人員確保が可能な団体が限られること。
②過去一貫して徹底した安全管理に努めるなど長期にわたり、適正な管理運営を行い保護者と良好な信頼関係を構築しており、今後の事業計画でも良好な保育サービスの提供が期待できる。
③地域のイベント等へ積極的に参加する計画となっており、地域とのつながりが構築でき、地域と一体となった保育サービスの提供が期待できる。
④社会福祉法人長門市社会福祉協議会に指定管理を継続する意思があること。

長門市水産多目的集会所の指定管理者の指定について

１　指定管理者に管理を行わせる施設

施設の名称　長門市水産多目的集会所

施設の位置　長門市仙崎 4286 番地 76

２　指定管理者候補者

名　　称　山口県漁業協同組合長門統括支店

事業所の所在地　長門市仙崎 4295 番地８

代　表　者　支店長　黒瀬　光春

３　指定の期間

令和３年４月１日から令和６年３月 31 日まで（３年）

４　業務内容

（１）施設の管理

（２）施設の運営

（３）緊急時の対策

（４）団体の理念

５　指定管理者選定の経緯

長門市水産多目的集会所は、「美しい漁村づくり関連施設整備事業」により整備され漁業者をはじめ、地区住民の融和と強調を図り、漁業技術の向上、漁業経営の合理化、生活改善及び健康増進に資することを目的として建設されました。

水産庁長官名による通知では、施設の管理は原則として事業実施主体が行うものとし、事業実施主体が直接管理を行いがたいときは、その管理を当該施設等により直接受益する漁業協同組合等の団体であり、事業実施主体となりうるものは水産庁長官が特に必要と認めるものに委託して行うことができるとされています。

したがって、施設の指定管理者を公募するにあたり、施設設置目的を考慮し漁業者及び水産業の発展を目的としている団体が指定管理者の対象団体となるところでありますが、条件に該当する団体は水産業協同組合法に基づく山口県漁業協同組合以外にないものと考えます。

従って「長門市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第２条第２項第１号の規定を適用し、公募によらず山口県漁業協同組合長門統括支店を指定管理者の候補として選定し、公募しない理由とします。

青海島高山オートキャンプ場の指定管理者の指定について

１　指定管理者に管理を行わせる施設

施設の名称　　青海島高山オートキャンプ場
施設の位置　　長門市仙崎 10733 番地７

２　指定管理者候補者

名　　称　　青海島観光振興会
事業所の所在地　　長門市仙崎 10733 番地７
代　表　者　　会長　田村　勇治

３　指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

３，２２７，０００円

４　指定の期間

令和３年４月１日から令和６年３月 31 日まで（３年）

５　業務内容

（１）施設の使用の許可に関すること
（２）施設の管理運営に関すること
（３）施設の運営上必要と認められる事業の実施に関すること
（４）その他施設の善良な管理に関すること

６　指定管理者選定の経緯

青海島高山オートキャンプ場は、青海島の豊かな自然の中に、森林レクリエーションの活動の場を確保し、都市と農山村の交流を促進することを目的に整備され、平成８年４月のオープン当初から青海島観光振興会が管理をしており、次の理由から、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第２条第２項第１号の規定に基づき、公募によらない選定を行った。

① キャンプ場内だけでなく、キャンプ場に通じる林道や隣接する高山登山道の樹木の伐採などにも積極的に取り組み、施設周辺も含めた景観づくりを進めることで利用者に対し安全で魅力的な利用環境の提供が期待できるなど施設の効能をより発揮できる。
② 当施設の敷地は同会の所有であり、敷地についての賃貸借料が不要となることや、竹や樹木などの伐採等施設のみならず施設周辺の景観の維持に地域全体で取り組むなど管理費用の抑制が期待できる。
③ 青海島観光振興会に指定管理を継続する意思があること。

伊上海浜公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について

１　指定管理者に管理を行わせる施設

施設の名称　　伊上海浜公園オートキャンプ場
施設の位置　　長門市油谷伊上 2403 番地８

２　指定の期間

令和３年４月１日から令和６年３月 31 日まで（３年）

３　指定管理者候補者

名　　称　　フィールドナビ倶楽部
事業所の所在地　　長門市油谷後畑 528 番地３
代　表　者　　代表　河野　仁

４　業務内容

（１）施設の管理運営に関すること。
（２）施設の運営上必要と思われる事業の実施に関すること。

５　公募及び選定結果の概要

（１）応募資格

次の要件をいずれも満たす者

・市内に事業所を有する法人その他の団体であること。
・所得税または法人税、山口県税、長門市税を滞納していないこと
・暴力団でないこと等

（２）応募団体

１団体（フィールドナビ倶楽部）

（３）長門市指定管理者選定委員会委員

長門市副市長、長門市企画総務部長、長門市市民福祉部長、長門市経済観光部長、長門市教育部長、長門市建設部長、長門市三隅支所長、長門市日置支所長、長門市油谷支所長

（４）募集・選定経過

事　　項	年　月　日
募集公告	令和２年９月 11 日（金）

募集要項等配布	令和２年９月 11 日（金） ～10 月２日（金）
応募書類の受付	令和２年９月 28 日（月） ～10 月２日（金）
選定委員会 ・応募者からの事業計画の説明及びヒアリング ・事業計画の審査 ・指定管理者候補者の選定	令和２年 10 月 22 日（木）

（５）選定結果

選定委員会では、提出された事業計画書及び応募者に対するヒアリングをもとに、委員ごとに審査、点数化し、最低限のラインを超えていることを確認後、挙手多数により応募者を候補者として判断し、市長に報告。本市においては、選定委員会の報告を参考に、総合的に勘案し、フィールドナビ倶楽部を指定管理者の候補者とした。

（６）指定管理候補者の提案した指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

４，８００，０００円

津黄龍宮の潮吹交流施設の指定管理者の指定について

１　指定管理者に管理を行わせる施設

名称　津黄龍宮の潮吹交流施設

位置　長門市油谷津黄 1079 番地１

２　指定管理者候補者

名　　称　津黄地区活性化協議会

事業所の所在地　長門市油谷津黄 1079 番地1

代　表　者　会長　末永　俊治

３　指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

0円

４　指定の期間

令和3年4月１日から令和8年3月 31 日まで（5年）

５　業務内容

交流館、交流広場、第1駐車場、第2駐車場、その他付帯施設の管理運営

施設の使用の許可及び利用料金の徴収等

６　指定管理者選定の経緯

平成 29 年 11 月に地元油谷津黄地区の自治会で設立された「津黄地区活性化協議会」は平成30年4月のオープン時から現在までの3年間、指定管理を受けており、地域雇用の創出や、それに伴う活性化というこれまでの実績は、まさに地元との共存共栄という本施設の整備目的に沿ったものとなっている。

その他トイレ清掃などの環境美化や緊急時の初動対応、オーバーツーリズムによる苦情対応等が迅速に行える地元ならではのメリットもある。

これらに加え、地域の特産品販売等の自主事業の積極的展開やおもてなしの心で観光 PR を行うことにより、引き続き安定した地域活性化が図れる。

よって、上記の理由から、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第2条第2項第1号の規定に基づき、公募によらない指定管理者の選定を行った。

長門湯本温泉駐車場の指定管理者の指定について

１　指定管理者に管理を行わせる施設

名称　　長門湯本温泉駐車場

位置　　長門市深川湯本 2332 番地１

２　指定管理者候補者

名　　称　　長門湯守株式会社

事業所の所在地　　長門市東深川 863 番地

代　表　者　　代表取締役　大谷　和弘、伊藤　就一

３　指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

１，９５３，１７９円

※指定管理者候補者の提案による利益が生じた場合の取扱い

本指定管理業務による利益の額に応じて、次のとおりその利益の全部又は一部を市に納付する。

ア 利益の額が、協定で定めた指定管理料の額を超える場合 次の算式により算定した額

納付額＝指定管理料の額＋（利益の額－指定管理料の額）×30％

イ 上記以外の場合 全額

４　指定の期間

令和３年４月１日から令和４年３月 31 日まで（１年）

５　業務内容

施設の使用の許可及び利用料金の徴収、施設の設備管理・美観の維持等に関する業務

６　指定管理者選定の経緯

長門湯本温泉駐車場は、整備の遅れや恩湯の開業の延期により、当初予定した指定管理期間より短くなり、令和２年１月 15 日から令和３年３月 31 日までの１年３箇月弱となった。

加えて、全国的な新型コロナウィルス感染症感染拡大の影響から、本来の集客数（閑散期、繁忙期）が予測できず、公募条件を設定する８月時点において、今後の収支計画の立案が困難な状況である。

また、場内の植栽維持管理においては、水やりの水源問題など想定以上のコストが発生していることから、植栽管理を含めた今後の施設管理については、最低１年程度状況を観察し、その結果を踏まえ検討していく必要がある。

よって、上記の理由から、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第２条第２項第１号の規定に基づき、公募によらず指定管理者候補者の選定を行った。

ながと総合体育館の指定管理者の指定について

１　指定管理者に管理を行わせる施設

名称　ながと総合体育館

位置　長門市仙崎 10818 番地１

２　指定の期間

令和３年４月１日から令和８年３月 31 日まで（５年）

３　指定管理者候補者

名　　称　　公益財団法人　長門市文化振興財団

事業所の所在地　　長門市仙崎 10818 番地１

代　表　者　　代表理事　大谷　恒雄

４　業務内容

・事業に関する業務

・施設の運営に関する業務

・施設及び設備の維持管理に関する業務

５　公募及び選定結果の概要

（１）応募資格

次の要件をいずれも満たす者

・県内に事業所を有する法人その他の団体であること。

・所得税または法人税、山口県税、長門市税を滞納していないこと

・暴力団でないこと等

（２）応募団体

１団体（公益財団法人　長門市文化振興財団）

（３）長門市文化施設等指定管理者候補者選定委員会 委員

委員長　　近　藤　雅　洋　（税理士）

委　員　　今　浦　照　之　（長門市スポーツ推進委員協議会 会長）

委　員　　財　満　俊　夫　（長門市卓球協会 会長）

委　員　　廣　田　隆　男　（油谷の文化を高める会 会長）

委　員　　山　縣　裕　司　（長門市バレーボール協会 事務局長）

（４）募集・選定経過

	内　　容	年　月　日
持回り	・募集要項、業務仕様書の説明 ・選定スケジュールの確認	令和２年９月３日（木） ～９月４日（金）
第１回	・選定委員会委員長の選任 ・応募者からの事業計画の説明及びヒアリング ・事業計画の審査 ・指定管理者候補者の選定	令和２年 10 月 16 日（金）
公募期間　令和２年９月 11 日（金）～10 月 13 日（火）		

（５）選定結果

提出された事業計画書及び応募者に対するヒアリングを基に、委員ごとに審査（評価）し、全委員分を集計した上で協議を行い、全員一致で候補者を選定し、市長に報告し、県へ推薦しました。

なお、県においても、山口県民芸術文化ホールながとに関わる指定管理者選定委員会を開催され、11 月 4 日に候補者として選定されたところです。

（６）指定管理候補者の提案した指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

６６３，７３０，０００円（県・市負担分合計）

内訳　市：４４９，９６５，０００円

県：２１３，７６５，０００円

公設自動車置場（黄波戸第１～第５）の指定管理者の指定について

１　指定管理者に管理を行わせる施設

名称	位置
黄波戸第１自動車置場	長門市日置上 2094 番地 76
黄波戸第２自動車置場	長門市日置上 2094 番地 7
黄波戸第３自動車置場	長門市日置上 2320 番地 7
黄波戸第４自動車置場	長門市日置上 2388 番地 27 長門市日置上 2388 番地 28
黄波戸第５自動車置場	長門市日置上 6552 番地 30

２　指定管理者候補者

名　　称　　山口県漁業協同組合　黄波戸支店
事業所の所在地　　長門市日置上 2655 番地 7
代　表　者　　支店長　守山　　淳

３　指定の期間

令和３年４月１日から令和６年３月 31 日まで（３年）

４　指定管理料の額

０円
※利用料金収入により指定管理業務を行い、業務により利益が生じた場合は、そのすべてを市に納付することを提案。

５　業務内容

施設の使用の許可及び利用料金の徴収、利用料金の返還、利用の制限、施設の設備管理・美観の維持等に関する業務

６　指定管理者選定の経緯

長門市公設自動車置場に関しては、次の理由から長門市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第２条第２項第１号の規定に基づき、公募によらず指定管理者候補者の選定を行った。

①長門市公設自動車置場は、黄波戸地区に５箇所存在するが、そのうち２箇所については山口県漁協黄波戸支店所有の駐車場と同一敷地内にあり、同組合が施設の管理をすることにより、利用者に紛らわしさを与えることなく円滑な施設運営が期待できる。
②現指定管理者は、地元である優位さ及び無断駐車の確認や防犯灯の球切れなど、きめ細かな対応が期待できる。
③同組合に指定管理を継続する意思があるため。

長門市俵山公民館の指定管理者の指定について

１　指定管理者に管理を行わせる施設

名称　長門市俵山公民館

位置　長門市俵山 2302 番地１

２　指定管理者候補者

名　　称　　俵山地区発展促進協議会

事業所の所在地　　長門市俵山 2302 番地１

代　　表　　者　　会長　藤野　忠次郎

３　指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

３５，１７５，０００円

４　指定の期間

令和３年４月１日から令和６年３月 31 日まで（３年）

５　業務内容

（１）公民館の管理運営に関する業務

（２）公民館の運営上必要と認められる事業の実施に関する業務

（３）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

６　指定管理者選定の経緯

公民館は地域住民のために、地域の実情に応じ、生活に即応する教育や文化に関する各種事業を行うことや、住民の教養の向上、健康や社会福祉の増進等が目的となっている。

その運営は単なる貸室対応だけでなく、地域と一体となった各種事業を積極的に展開することが求められ、地域住民で構成される自主運営組織に委ねることが、公民館の設置目的にかない、地域の教育力や地域力の向上につながる。

これらのことから、俵山地区発展促進協議会は、自治会、婦人会、スポーツ振興会、青年部、地域住民によって組織されたＮＰＯ法人等により構成される団体であり、平成 20 年からの俵山公民館の指定管理者として良好な管理運営を継続し、地域に根ざした各種事業活動も積極的に展開しており、指定管理者としてのノウハウを継続して生かせることから、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第２条２項第１号に基づき、公募によらず指定管理者候補者の選定を行った。

長門市過疎地域自立促進計画の変更について

１　趣旨

長門市過疎地域自立促進計画の内容を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第６条第７項の規定により、市議会の議決を求めるもの。

２　変更の内容

本年度追加申請が見込まれるため、次の４事業を新たに追加

①白方大窪線（改良）
②農業集落排水事業
③地域見守り体制整備事業
④歴史民俗資料室整備事業